

医業継続のための相続・事業承継対策

～認定医療法人制度と相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置～

今回の税制改正において、医療法人の出資持分に係る相続税の納税猶予の制度「認定医療法人」が新設されました。「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」へ移行するこの制度は、10月1日より厚生労働省の受付がスタートしております。

平成27年から始まる相続税の増税に対し、認定医療法人制度の活用と持分あり医療法人の相続税対策について、分りやすく解説いたします。

税理士法人鯨井会計では今回のセミナーを通じて、病医院の経営改善の一助となれば幸いと考えております。医療法人の出資者および理事長、経営幹部の皆様方のご参加を心よりお待ちしております。

セミナー内容

- I・社会保障制度改革と認定医療法人制度創設の背景
- II・認定医療法人制度の概要と実務上の留意点
- III・独立行政法人福祉医療機構の融資
- IV・医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置
- V・認定医療法人制度の活用と医業継続のための相続・事業承継対策

日時：平成26年11月12日（水）

18:30～20:30（受付18:10～）

場所：つくば研究支援センター

茨城県つくば市千現2-1-6

TEL:029-858-6000

受講料：無料

定員数：90名（定員になり次第締め切りとさせていただきます）

※お申込み後、案内状・地図等をお送り致します。

対象者：「持分あり医療法人」の出資者および
理事長、経営幹部の方

講師

青木恵一（あおきけいいち）先生

MMPG理事長 税理士法人青木会計代表社員

厚生労働省医政局委託の医療施設経営安定化推進事業「出資持分のない医療法人への円滑な移行に関する調査研究（平成22年度）」及び「医療法人の適正な運営に関する調査研究（平成25年度）」の企画検討委員会委員長を歴任 など

お申込み 下記に必要事項を記入し、FAX:029-858-4452 迄ご返送ください。

貴院名			
貴院所在地	〒		
電話番号	()	FAX番号	()
参加人数	名	E-mail	
参加者名	(役職:)	参加者名	(役職:)
	(役職:)		(役職:)

主催：税理士法人 鯨井会計 つくば事務所 医業コンサル部

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮3-7-5 TEL029(856)8066(担当:茂手木) <http://www.kujirai-kaikai.com>

□今後案内不要（FAX番号:)（貴院名:)

※今後、このような御案内が不要の場合は、お手数ですが、FAX番号と貴院名のみご記入の上、ご返送いただければ幸いです。